

議案第11号

西宮市奨学基金設置条例の一部を改正する条例案に関する
意見決定の件

西宮市奨学基金設置条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和6年5月8日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤岡謙一

(別 紙)

西宮市奨学基金設置条例の一部を改正する条例案に関する意見

西宮市奨学基金設置条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和6年5月8日

西宮市教育委員会

西宮市奨学基金設置条例の一部を改正する条例

第1条 西宮市奨学基金設置条例（昭和37年西宮市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「等」を削り、同条中「、その利子（配当金を含む。）をもつて給付及び貸付けの資金に充てる。」を「る。」に改める。

第4条を第5条とする。

第5条を第6条とする。

第2条 西宮市奨学基金設置条例の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（処分）

第4条 第2条第1号にかかる寄附金及び、その利子（配当金を含む。）をもつて給付及び貸付けの資金に充てる。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

（参考）

○提案理由

新たな奨学金制度を創設するにあたり、寄附金を給付及び貸付けの資金に充当できるよう変更することに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市奨学基金設置条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条から第2条まで 省略</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p><u>(処分)</u></p> <p>第4条 第2条第1号にかかる寄附金及び、その利子（配当金を含む。）をもつて給付及び貸付けの資金に充てる。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理運営について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第1条から第2条まで 省略</p> <p>(管理等)</p> <p>第3条 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができ、<u>その利子（配当金を含む。）をもつて給付及び貸付けの資金に充てる。</u></p> <p>(繰替運用)</p> <p>第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理運営について必要な事項は、規則で定める。</p>

1 主旨

近年における日本学生支援機構等が実施する大学生向けの奨学金制度の拡充に伴い、西宮市が実施する教育委員会大学貸付奨学金の利用者数は減少傾向にあることから、大学貸付奨学金を廃止するとともに、他の奨学金制度との併給を全く認めていない藤田奨学金について、利用の促進を目的とする制度運用の見直しを図る。

また、一時的に多額の費用を要する私立高校入学準備に係る負担軽減を図るため、私立高校入学に係る給付型奨学金を創設する

2 教育委員会大学貸付奨学金の廃止

(1) 施行期日

令和6年10月1日(※)

※令和6年度をもって新規募集を終了し、既に決定を受けている奨学生は、在学期間中は貸付を受けることができる。

(2) 近年の貸付実績

◆西宮市教育委員会大学貸付奨学

	貸付者数	支給人数内訳		支給総額(千円)
		継続貸付	新規貸付	
令和元年度	70	41	29	11,188
令和2年度	60	38	22	9,674
令和3年度	55	35	20	8,916
令和4年度	47	31	16	7,536
令和5年度	47	27	20	7,800

※支給額・・・10,000円(月額 国公立大学生) 14,000円(月額 私立大学生)

(3) 廃止時期

新規貸付事業は令和6年度をもって終了し、既存の奨学生を対象とする継続貸付事業は令和9年度末に終了する。

◆教育委員会大学貸付奨学金の貸付スケジュール

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
令和3年度生	→			
令和4年度生	→	→		
令和5年度生	→	→	→	
令和6年度生	→	→	→	→

※上記の貸付スケジュールは、4年生課程を想定したものであり、医学部及び薬学部等6年生課程の貸付スケジュールは上記とは異なる。

3 新たな給付型奨学金制度の創設

(1) 名称

私立高等学校入学給付金

(2) 対象者及び給付額

保護者が西宮市内に在住している私立高等学校入学生（市民税所得割非課税世帯）を対象として、一人当たり 50,000 円を給付する。

(3) 施行期日

令和7年1月1日

(4) 市民税所得割非課税世帯における世帯構成別の標準年収額

世帯人数	総所得金額	標準年収額
2人	112万円以下	170万円以下
3人	147万円以下	221万円以下
4人	182万円以下	271万円以下
5人	217万円以下	321万円以下

※1 総所得金額の算定方法 ⇒35万円×(扶養親族等の数+1人)+42万円

※2 上記は給与所得のみの世帯であり、3人以上の世帯は扶養対象となる配偶者及び子供から構成されている。

4 藤田奨学金の見直し

(1) 近年の貸付実績

◆藤田奨学金

	貸付者数	支給人数内訳		支給総額(千円)
		継続貸付	新規貸付※	
令和元年度	1	1	0(0)	456
令和2年度	1	0	1(1)	456
令和3年度	1	0	1(1)	456
令和4年度	0	0	0(0)	0
令和5年度	0	0	0(1)	0

※()は新規申請者数

(2) 見直しの内容

藤田奨学金の利用促進を図るため、日本学生支援機構等外部機関が実施している奨学金制度との併用を認めることとする。

(3) 施行期日

令和6年10月1日

5 参考資料

【日本学生支援機構の奨学金制度】 奨学金給付額（年間）及び授業料・入学金の免除・減額

学校種別	収入要件		給付額（円）		授業料等（円）		
			自宅通学	自宅外通学	入学金	授業料	
国公立	I	年収約270万円以下	350,400	(399,600)	800,400	282,000	535,800
	II	年収約300万円以下	233,600	(266,400)	533,600	188,000	357,200
	III	年収約380万円以下	116,800	(133,200)	266,800	94,000	178,600
私立	I	年収約270万円以下	459,600	(510,000)	909,600	260,000	700,000
	II	年収約300万円以下	306,400	(340,000)	606,400	173,333	466,667
	III	年収約380万円以下	153,200	(170,000)	303,200	86,667	233,333

- ※1 生活保護世帯の自宅通学生及び児童養護施設等からの通学生はカッコ内の金額。
- ※2 上記収入要件は、両親・本人（18歳）・中学生の家族4人世帯の一例であり、収入以外に、保有資産の合計額や学業成績、学習意欲に関する要件がある。
- ※3 給付型奨学金の対象者は、進学先の大学等への申し込みにより、授業料と入学金の免除・減額を受けることができる。
- ※4 令和6年度より3人以上の子供を扶養している多子世帯や私立理工農系学科等の在学学生を対象とした中間所得層への支援を新たに拡充している。

【高校入学時に必要な費用の目安】

国立・公立高校	約16万円
私立高校	約45万円

※上記金額は、受験から入学までの期間に要する費用（受験料、入学金、制服・教科書等購入費用）であり、年間授業料等は含まれていない。